

労働者派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（長野県シルバー人材センター連合会）は、事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）の情報公開が義務付けられました。（法第23条第5項）

以下に、長野県内の21事業所（シルバー人材センター）における情報提供項目を公開いたします。
なお、連合会は派遣事業の実績はありません。

公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

令和6年度 公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会 シルバー派遣事業概要

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 派遣労働者の数 | 一覧表のとおり |
| 2. 派遣先の数 | 一覧表のとおり |
| 3. マージン率 | 一覧表のとおり
(派遣料金の平均額－派遣会員の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額
小数点第2位以下を四捨五入 |
| 4. 派遣料金の平均額 | 一覧表のとおり【1日(8時間あたり)の額の平均】 |
| 5. 派遣会員の賃金の平均額 | 一覧表のとおり【1日(8時間あたり)の額の平均】 |
| 6. 派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等 | 上記の労使協定は締結していない |
| 7. 教育訓練に関する事項 | 派遣就業に必要な各種技能講習や講習等 |
| 8. その他の事項 | 労災保険、有給休暇制度 |
- ※ 健康保険・厚生年金・雇用保険
- シルバー派遣事業における就業は「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」に限定されており、所定外労働時間が週20時間未満のため、適用対象外です。
- ※ 高齢法第39条第1項に基づく業務拡大等で所定労働時間が週20時間を超える等、加入要件を満たす場合は適用されます。

令和6年度 派遣事業に係るマージン率等一覧表

	シルバー 人材センター名	派遣労働 者数(人)	派遣先数 (社)	マージン率	派遣料金(円) (1日8時間当たりの額)	派遣労働者の賃金(円) (1日8時間当たりの額)
1	長野	213	96	22.4%	10,810	8,390
2	松本地域	102	28	20.5%	11,009	8,751
3	塩尻地域	73	23	22.3%	11,984	9,315
4	岡谷下諏訪広域	31	14	20.9%	10,806	8,549
5	更埴地域	183	31	20.4%	11,122	8,854
6	飯田広域	145	56	23.6%	11,392	8,708
7	茅野広域	78	22	19.8%	11,255	9,021
8	佐久	117	35	23.1%	11,716	9,008
9	諏訪市	19	10	21.1%	10,882	8,582
10	上田地域	118	32	21.2%	11,579	9,126
11	北アルプス広域	33	15	22.0%	11,395	8,893
12	小諸北佐久	256	58	20.7%	10,590	8,401
13	駒ヶ根伊南	24	13	20.5%	11,812	9,393
14	伊那広域	14	11	24.5%	10,720	8,089
15	須高広域	61	22	23.7%	12,293	9,378
16	中野広域	121	58	20.5%	11,664	9,269
17	飯山地域	13	7	20.5%	11,862	9,428
18	安曇野	97	30	21.8%	10,955	8,572
19	木曽	13	2	21.0%	10,569	8,345
20	阿南広域	47	24	23.6%	11,213	8,572
21	下伊那西部	16	7	23.0%	11,333	8,722

※派遣労働者数は実労働者数です